医師等資格確認検索システム掲載申請について

当検索システムにおいては、医師法又は歯科医師法の規定による2年に1度の届出(平成30年末の届出、提出期限は平成31年1月15日)を行っていない医師又は歯科医師の方(平成31年1月以降に免許を得た者を除く。)は、氏名等が掲載されておりません。

したがって、当検索システムへの掲載を希望される未届出の医師又は歯科医師の方は、「医師等資格確認検索システム掲載申請書」に必要事項を記載の上、下記宛先まで郵送下さい。

なお、この「医師等資格確認検索システム掲載申請書」は、あくまで当検索システムへの掲載申請書です。次回(令和2年末の届出)は、法令の定めるところに従い、令和3年1月15日までに住所地の都道府県(提出先は概ね保健所)に提出願います。

◆送付先◆

T100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係

(封筒の表に「医師等資格確認検索システム掲載申請書」在中と記載願います。)

(参考)

医師法 第6条

3 医師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における 氏名、住所(医業に従事する者については、更にその場所)その他厚生労働省 令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その住所地の都道府県 知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

歯科医師法 第6条

- 3 歯科医師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所(歯科医業に従事する者については、更にその場所)その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - ※次回の締め切りは令和3年1月15日

医師等資格確認検索システム掲載申請書

下記により、医師等資格確認検索システムへの掲載を申請します。 また、次回、(医師・歯科医師)法第6条第3項に定める届出を提出することを 誓約します。	
職種	医師 ・ 歯科医師
ふりがな	
氏 名	
性 別	男・女生年月日 大正 日昭和 平成 西暦
住 所	電話番号 一 一
登録番号	第 号 登録年月日 ^{大正} 昭和 年 月 日 日 令和
ふりがな	
従事先の名称 (従事者のみ記載)	
従事先住所	電話番号 一 一
令和 年	月日
厚生労働大臣	殿

(記載上の注意)

- 1. 「生年月日の年」及び「登録番号」については、右詰で記載すること。
- 2. 従事先が複数ある場合は、主たる従事先を記載すること。